

**誘致企業と連携したワーケーション
実証事業委託業務**

業務仕様書

**令和5年5月
県南広域振興局**

誘致企業と連携したワーケーション実証事業委託業務 業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「誘致企業と連携したワーケーション実証事業委託業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

県南圏域には県外本社の誘致企業が多いことから、その優位性を生かし、将来の関係・交流人口や移住の拡大につながるための新たなアプローチが必要である。

誘致企業社員等に県南圏域の資源を生かしたワーケーションを体験してもらい、県南圏域の魅力を感じてもらうことで、関係・交流人口の拡大を図るもの。

※県南圏域：花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町及び平泉町

(2) 業務名及び数量

誘致企業と連携したワーケーション実証事業委託業務 一式

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月11日(月)まで

(4) 委託料の上限額

1,031千円（税込）

2 委託業務の内容

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう企画提案を行うこと。なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(1) 「南いわて型ワーケーション」メニューの造成、実施

誘致企業社員等に県南圏域の魅力を感じてもらうため、食、伝統工芸、自然等、県南圏域の資源を生かしたワーケーションメニュー（以下、「メニュー」という。）を企画、実施すること。

観光地でのテレワークの実施や、地域関係者との交流を通じて地域課題の解決策を共に考えるなど「ワーケーション」の実施形態は様々であることから、本業務では、ワーケーションの軸を「福利厚生（ワークライフバランスの実現）」とし、誘致企業社員等の「休暇」を中心としたメニューとする。

ワーケーションとしての効果

- ・ 社員の余暇の充実による心身のリフレッシュやモチベーションの向上
- ・ 地域資源の体験や地元事業者との交流等を通じ、県南圏域を知ることで社員の地域貢献活動につながること等

以上を踏まえ、本業務において実施するワーケーションを「南いわて型ワーケーション」とし、実施内容（メニュー）は提案事項とする。

なお、本業務は、令和5年度から3年間実証事業として実施する予定であり、事業4年目以

降は県内誘致企業の福利厚生メニューや研修メニュー等に組み込まれる等、持続可能性のある事業構築を目指すもの。

令和5年度は、キオクシア岩手株式会社を対象とした実証事業とする。

(参考)

ワーケーションとは、Work と Vacation を組み合わせた造語。普段の職場とは異なる場所で仕事しつつ、余暇を楽しむこと。観光庁では、①休暇型、②業務型に分類している。

①休暇型（福利厚生型） 有給休暇を利用して、観光地等でテレワークを行う。

②業務型

ア 地域課題解決型：地域関係者との交流を通じて、地域課題の解決策を共に考える。

イ 合宿型：場所を変え、職場のメンバーと意見を交わす。

ウ サテライトオフィス型：サテライトオフィス等での勤務

(2) 業務内容

ア 実施時期、回数等

令和5年7月から令和6年2月までの間に複数メニューを実施すること。

- ・ 特に、夏休みシーズンによる参加が見込まれることから、7～9月に1メニュー以上実施すること。
- ・ 実施時期、メニュー数、実施回数について提案すること（別途県と協議し最終決定すること）。

イ 実施場所

県南圏域8市町（花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町及び平泉町）のいずれかまたは複数市町を組み合わせ実施すること。

ウ 参加者

- ・ 参加者数100名程度（延べ人数であり、1度の実施に係る人数は問わない）。
- ・ 参加対象は、キオクシア岩手株式会社社員、社員を含むグループ（参加社員の家族及び友人）とする。社員を含むグループ参加の場合、1名以上、県外出身者がいることとする。参加対象であることの確認はキオクシア岩手株式会社が行う。
- ・ 参加者募集については、キオクシア岩手株式会社が社内周知を行う等、キオクシア岩手株式会社と連携して実施するもの。

エ 参加方法

(ア) SNS等発信

参加者には参加メニューの感想等についてSNS等の投稿を促す等、参加者の関係者（県外在住の家族、同僚等）への県南圏域の魅力に関する発信を図る。

SNS等の発信方法については、多くの人に県南圏域の魅力が発信されるよう、効果的な実施方法を提案すること。

(イ) アンケート回答

参加者にはアンケートに回答してもらうこととし、アンケートの内容は県と協議すること。

(ウ) 参加料

- ・ 受託者は、参加者から参加料を徴収し、事業に充当すること。
- ・ 参加者が（ア）及び（イ）に協力することを基本とし、参加料に割引を適用する。

- ・ 委託料のうち 400 千円を上限として割引の原資に充てることとし、受託者は、参加料の割引を加味してメニューごとに参加料を設定すること。
- ・ 本来の価格及び割引後の価格を明示し、その差額に対し助成があることを参加者が認知できるようにすること。
- ・ 参加料の支払い方法については、別途、受託者とキオクシア岩手株式会社で調整すること。

オ 参加者の安全確保

受託者は、実施会場等連携する事業者と実施メニューの安全対策の内容を確認し、参加者の安全確保を徹底すること。

カ その他

- ・ 日帰りまたは宿泊、バス利用等の形式は問わない。
- ・ 実施に係る必要なスタッフの確保を行うこと。

(3) 事業の検証

参加者の評価や要望等を確認するために、参加者にアンケートの提出を求め、集約、分析の上、県に報告すること。

分析については、関係・交流人口拡大に向けたメニューの構築に向けて、内容の検討、提案を行うこと。

(4) 委託業務完了報告書の提出

事業が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること（任意様式）。

※ 当該報告書には、実施結果（検証を含む）について記載すること。

(5) 実施に当たっての留意事項

ア 受託者は、企画立案、会場確保、日程調整、参加費取りまとめ等実施に係る全体を総括すること。

イ 食、観光関連事業者等と連携し、管内事業者のメニュー造成支援や、地域への経済効果の拡大につながる内容とすること。

ウ 本事業の詳細については、県と随時協議することとし、県及び受託者合意の上、内容を変更する場合があること。

エ その他、本業務が円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、3(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩

手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、3(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、3(3)ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成30年岩手県条例第10条）を遵守しなければならない。

(7) 委託金額の精算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とする。

(8) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。